

<制度のしくみ>

項目	内容		
根拠法	「子ども・子育て支援法」		
実施主体	市町村		
子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付	「児童手当法」における児童手当のこと	
	子どものための教育・保育給付	施設型給付	幼稚園・保育所・認定こども園
		地域型保育給付	家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
仕事・子育て両立支援事業	企業が実施主体 ①企業主導型保育事業 ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		
基本方針	内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。		
市町村子ども・子育て支援事業計画	市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。		
	市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。		

項目	内容	
都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	<p>都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p>	
子ども・子育て会議	設置場所	内閣府
	委員	<p>25人以内</p> <p>子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>委員は、非常勤とする。</p>

<施設型給付>

【0～5歳】乳児～小学校始期まで

種類	施設・保育の特徴	対象年齢	利用保護者	認定区分
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～2歳	共働き世帯、親族の介護などの事情で、	3号認定 (保育認定)
		3～5歳	家庭で保育のできない保護者	2号認定 (保育認定)
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3～5歳	制限なし	1号認定 (教育標準時間認定)
認定 こども園*	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～2歳	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者	3号認定 (保育認定)
		3～5歳	制限なし	<幼稚園型> 1号認定 (教育標準時間認定)
			共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者	<保育所型> <幼保連携型> 2号認定 (保育認定)

*<認定こども園の型>

型	特徴
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

<地域型保育給付>

【0～2歳】乳児～3歳未満児→3歳以降は施設型給付に移行

家庭的 保育	家庭的な雰囲気のもと で、少人数 (定員5人以下)を 対象とした保育	0～2歳 (満3歳以上 の児童も状況 により対象)	共働き世帯、親族の 介護などの事情で、 家庭で保育のできな い保護者	3号認定 (保育認定)
小規模 保育	少人数(定員6～19人) を対象とした保育			
事業所内 保育	会社の事業所の保育施 設などで、従業員の子どもと地域の子どもを対象とした保育			
居宅訪問型 保育	子どもの居宅で個別に 行う保育			